

第5章 計画推進に向けて

1. 2025（平成37）年を見据えた計画の推進…………… 77
2. 高齢者をはじめ市民への計画等の周知徹底…………… 77
3. 行政及び保健・医療・福祉の関係機関等の連携推進・ 79
4. 計画の進行管理の仕組みづくり…………… 79

第5章 計画推進に向けて

1. 2025（平成37）年を見据えた計画の推進

本計画は、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年を見据え、「第1章 計画の基本的な方向」において本市の2025（平成37）年のまちの姿を『いきいき暮らし 地域で支え合う ゆいま～るのまち・うるま』と位置づけました。

この間、介護給付費は常に増加傾向で推移し、それに伴い介護保険料も伸びを見せています。この傾向は今後とも続くとみられ、団塊の世代が後期高齢者となる2025（平成37）年に向けてますます増加していくことが予測されます。

今後、このような介護給付費や介護保険料の増加をできる限り抑制するために、高齢者をはじめとする市民や、行政内部及び関係機関・団体とともに、将来を見据えた取り組みの視点を持って計画の推進を図っていくこととします。

2. 高齢者をはじめ市民への計画等の周知徹底

本計画は、地域で支え合いながら高齢者本人が地域でいきいきと暮らし続けていくことと、本市の高齢社会を市民全体で支えていくことを大きな目標としています。そうした目標を実現していくためには、本計画について高齢者をはじめ、全ての市民が一定理解を示し、市民一人ひとりが自分にできる行動に取り組んでいただくことが重要です。

例えば、高齢者自身はいつまでもいきいきと元気に暮らしていくために介護予防活動等に積極的に取り組む、例えば児童、生徒や壮中年の市民は、交流等を通じて高齢者への理解を深めるとともに、健やかな高齢期を迎えるための健康づくりに取り組むなど、それぞれの立場で必要な行動がなされるよう、本計画の周知を徹底的に図っていくことが肝要です。

そうすることで、介護保険料の増加の抑制にも結び付くものと考えます。したがって、計画等に関する勉強会の開催を支援するなど、計画の周知に向けた取り組みを自治会等と連携しつつ進めていくこととします。

3. 行政及び保健・医療・福祉の関係機関等の連携推進

本計画に位置づける施策は、多様な分野にわたっています。各施策の円滑な推進に向けて、庁内の関係部署はもちろん、自治会をはじめとする地域や保健・医療・福祉の関係機関・団体への情報発信・共有を行うとともに、連携を深め、一体的に取り組めるよう努めていきます。

4. 計画の進行管理の仕組みづくり

本計画の施策に関しては計画期間（平成27年度～平成29年度）内において、定期的な施策の進捗確認を行い、必要に応じて取り組みの強化や見直し等を進め、市民ニーズへの対応や課題解決につなげていく必要があります。施策の点検等は介護長寿課が中心となって行政内部の関係部署と連携し行うとともに、本計画策定委員会へ施策の進捗状況等の報告を行い、計画の進行管理に努めます。

これらの施策の点検や評価を次期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に引き継ぎ、本計画が目指す目標達成に向けて取り組んでいきます。